

■□ 第3分科会 原発被災と協同

上掛 利博 (本研究所研究委員会委員長 京都府立大学教授)



はじめに

研究所は、震災関連の分科会を6年続けてきました。3年前から、福島原発被災に焦点をあて、「何を学ぶのか」にこだわってきました。

福島第一原発事故から5年が経過しました。後藤宣代他『カタストロフィーの経済思想』(昭和堂、2014年)は、福島県では「除染バブル」という状況が発生して人手不足になっており、地元議員は「やられているのはゼネコンで山分けする除染作業工事。本来の除染は、放射性物質を確実に取り除くことだが、実際にやられているのは放射性物質を拡散させて、仮置き場の仮置き場、いわば「仮仮置き場」に置くこと。除染は住居から半径20メートルのみで、家屋周囲の里山の除染は行われぬ。森林が75%ある飯館村では、南風で放射能が降ってくるので、住居を除染しても、しばらくすると放射性物質がとどまる」と告発していると紹介しています。

26兆円もの巨費が投じられる一方、今なお仮設住宅で暮らさざるを得ない被災者・避難者が18万人を超える状況があり、世界最大級の過酷事故の原因究明や、それが引き起こした問題の解決が終わってないなかで、祖先から営々と築かれてきた自然や家族との暮らし、地域とのつながりという「生活の総体」を一切失うことになった人びとの状況を、政府や東電は知ろうともしないで、ゼネコンまかせの除染で旧態依

然とした土木工事をし足りるとし、今では避難指示の解除を「復興の証」にして賠償金を打ち切るという状況が引き起こされています。

昨年8月に鹿児島県の川内原発、12月に福井県の高浜原発、また昨日は愛媛県の伊方原発に燃料が装填されるなど、福島の事故はなかったかのようです。原発列島に住む私たちにとって、福島の現実は他人事ではありません。

6年目の今年は、まず、浜通り医療生協顧問の伊東達也さんから、帰還政策の実際がどうなっているか、分断や差別の現実に対してどういう展望があるのかを報告いただきます。次に、コープあいちの向井忍さんから、福島から避難してこられた方の支援から何ができてきたのか、とくに被災者の思いに共感して学ぶ協同組合の課題は何かを、お話しいただきます。最後に、摂南大学学長の八木紀一郎先生は、経済理論学会会長の時、社会学者として福島の問題を受けとめる必要があるとリーダーシップをとられ、いち早く福島でシンポジウムを開いて、『いま福島で考える～震災・原発問題と社会科学の責任』(桜井書店、2012年)をまとめられました。福島原発災害の過去・現在・未来を共有するために必要な理論的問題の考察を行いたいということで報告をお願いしました。

はじめにコーディネーターの久保建夫さんが、①いま福島では「原発災害が風化し

ている」といわれ、参議院選挙の争点に関する新聞社のアンケートでも「原発問題」の項目が消えている、②同志社大学で映画「フタバから遠く離れて」の上映と監督の講演があったが、来場者は40名程で少なかった、そういう現状がベースにあって、帰還問題も含めた国の政策が推し進められている、という指摘をされました。

1. 「東京電力福島原発事故発生から5年3カ月の福島から」

伊東達也（浜通り医療生協顧問、原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員）

国策によって社会が歪められている沖縄と福島で、国策を進めてきた人物が参議院選挙で何も語らないという異常な事態が発生している。安倍首相が福島に入ったが、福島第一原発事故については一言も触れません。沖縄でも、沖縄を選挙区にしている復興担当大臣が米軍基地問題に全く触れなかったと報じられている。こうした事態を念頭において、原発推進の政策が福島でどんな惨禍をもたらしているのか、教訓を生かすという立場で話します。事故発生から丸5年、多くの福島県民が、原発事故直後には考えられなかったことを、否応なく認識しなければならなくなっています。

1つは、2015年の国勢調査の結果、福島県の人口減少率は5.7%と全国で最も高くなり、4つの町が人口ゼロ、2つの村が41人と18人で、事実上6町村が5年間人口ゼロになったことです。1920年に始まった国勢調査の歴史上なかったことです。太平洋戦争で福島県内の出征者は18万3600人で3人に1人の6万2000人が戦死しましたが、それでも人口ゼロになった町はありません。原発事故が地域にもたらした惨禍のひどさが切実に感じられます。

2つは、5年経っても震災関連死が続いていることです。昨年12月に震災関連死が2006人と発表され、ついに2000人を超えました。地震と津波による直接死が1604人ですから、それを450人も超えるという異常事態が止まっています。その背景に、事故から5年経った今でも9万人を超す人々の避難生活があります。震災と原発事故を原因とした自殺者は、福島が83人で、宮城の40人、岩手の34人に比べて突出しています。「私はお墓に避難します」と書き置きした老婆がいます。「原発事故さえなかったら…。保険金で借金を払ってください」と牛舎の壁板に書いた酪農家もおります。その無念さは非常に奥深いものがあります。

3つめは、今60歳以上の人は廃炉を見届けられないことです。溶融した燃料（デブリ）は、未だにどこにあるのかわかりません。取り出し開始予定は5年後ですが、その方法も確立していません。政府と東電は、廃炉完了まで30～40年としています。それ以上かかるでしょう。チェルノブイリのように、石棺にして数百年も保管せざるを得なくなる可能性もあります。

4つめに、中間貯蔵施設は永久貯蔵にならざるを得ないことです。福島県内の放射性廃棄物の仮置き場は1070カ所と発表されていますが、民家の庭などでの現場保管が12万カ所以上あります。これらの廃棄物を、福島第一原発を囲む双葉町と大熊町にまたがる16平方キロの広大な「中間貯蔵施設」に運ぶ計画です。京都に当てはめると南区が同じ広さで、そこに放射性廃棄物を集めようというのです。「中間貯蔵」について法律には30年以内に福島県外に持ち出すと書いていますが、2015年3月に福島民報テレビが調査をしたときには79%の人が「そんなことはあり得ない」と答えました。2つの町は役場を他の自治体

に移し、全町民が日本各地に避難しているなか押しつけられています。

5つめは、帰還宣言をしても簡単に戻れないという事態を認識せざるを得ません。事故発生から半年で帰還できるようになった広野町は、帰還宣言から4年半経った今でも住民の5割しか戻っていません。代わって事故収束・除染の作業員が住むようになり、国勢調査の結果で男性が63.5%、女性が36.5%といういびつな町に変容しています。昨年9月に帰還宣言を出した楡葉町でも7%の住民しか戻っていません。政府は、帰還困難区域以外、来年7月までにすべて帰還宣言を出す方針です。しかし例えば、避難区域には8つの県立高校がありますが、2校は合併し残りは来年3月で休校します。ですから、帰還宣言を出しても若い人たちが住むことにはならない実態が隠されています。

6つめに、帰還困難区域には5年間住めないと政府は言いますが、今も除染計画も帰還計画も立っていません。この区域を全部合わせると337平方キロあります。京都でいうと舞鶴市とほぼ同じ面積です。そこに2万6300人が住んでいました。そのひとつ浪江町の津島地区は、20キロ離れているので安全だと避難したら一番汚染されていました。住民は「いま声を上げなければ津島地区は『廃村』にされ、自分たちは棄民されてしまう」として提訴しています。帰還困難区域の住民も日本国民です。私は「福島県民を差別するな。棄民にするな。そんなことは絶対に許されない」と考えています。

7つめは、甲状腺がんの問題です。子どもの甲状腺を検査している県の調査検討委員会が、6月に最新の結果報告をしました。「がん」が131人、「疑い」が31人、1順目の先行調査と2順目の本格調査の合計で

す。問題は、この原因をめぐって「原発事故による」という意見と同時に、チェルノブイリでは0～5歳児に約60%が集中したが、福島県では5歳児が1人で0～4歳児では「がん」と「疑い」に該当する子どもはいないなど、簡単には原因と考えにくいということがあります。専門家も意見が分かれ、論文で互いの主張を展開しています。県民にとってきわめて複雑ですが、今後の調査や研究が必須です。福島県民は対立・分断に苦しんだこともあり、甲状腺がんはあまり問題にならないのです。そこには「もうよそう」という気持ちもあるのかもしれませんが。県民が内にもってしまった感じがします。

そこで私は、問題をこう解きました。「われわれは、原因論争に終わらないようにしましょう。あなたと私の意見が違うということで、最後まで言い合って終り…ということではうまくない。分かち合うところがどこかにあるはずだ。子どもたちの継続的な健康診断が必要で、検査と医療体制の充実と確立が大切だ」と。別の言い方では「心配な子どもたち、親、そして、がんと確定した人、疑いをかけられた人、すべての子どもたちに最良の医療行為を最後までやりなさい。原因を問わなくてもやるべきだ」ということで、手を結び合うことができないか。これを課題として投げかけたいと思います。

最後の8つめは、持ち込まれた分断と対立の問題です。原発事故によって福島の地域社会は、距離で分断され、放射線量で分断され、それらを元に今度は賠償でも分断されました。一方では避難するかしないか、地元産食材を食べるか食べないかなどをはじめ、人間関係にもさまざまな亀裂が持ち込まれています。私の住むいわき市には、県内最多の2万4000人が避難しています。

「被災者帰れ」という落書きが市内の公的施設に4カ所もあって、同じ誤字・同じ字体です。4カ所を一周すると車で40分ぐらいかかるので、おとなの仕業だと思います。仮設住宅に置いてあった7台の車が、フロントガラスを石で割られるという事件もありました。ロケット花火を50発も打ち込んだという事件も起きています。最近では、お正月、新築住宅に「原発賠償御殿！やりすぎ 仲良くしない」という落書きがされました。

日常生活のなかで、こういう問題が起こっていますが、本来は、いわき市民も避難者もみんなが力を合わせて困難を乗り越え、加害者である東電と政府に解決を求めるのが当前です。ところが、被害者同士が対立して、不満や不安や怒りから来る鬱憤が同じ被害者に向けられています。これら県民の連帯を拒むもの乗り越え、協同・連帯・共助の運動のいっそうの前進が求められます。具体的には、労働組合や各種の協同組合、信用組合、NPOなど、自主的で自覚的な住民組織の活動を活性化させ、広く市民生活に根を張ることが求められています。

*

シンポジウムのテーマ「地域再生と協同」は、福島で掲げるべきテーマを京都で掲げているということ非常に共感しました。以上の8つの点は、「地域再生と協同」というテーマに深く関わる問題です。この惨禍を乗り越えることが、真に福島復興に求められる「地域協同の再生」になると考えます。かつて宮本憲一さんは「地域発展に求められるのは外的発展ではなく、持続可能な内的発展だ」と提起されましたが、福島ではことさら「協力・協同の内的発展」とも言うものが求められています。われわれが本当に復興を成し遂げるとき、ここまで考えないと原発事故は克服

できないのではという思いを強くしています。

福島原発事故から教訓として生かさねばならないことは何かというと、原発ゼロを目指す運動です。3.11は、間違いなく原発をなくす運動を新たなものにしました。一点共闘の先駆けにもなりましたし、その運動形態も誰もが参加できる一大国民運動になりました。同時に考えなければならないのは、原発推進勢力を歴史的に見ると、核抑止力論勢力と憲法改悪勢力と重なることです。つまり、原発をなくす運動は、「核廃絶」運動と「憲法9条改悪阻止」運動とともに、国民の生命と安全を守るトライアングルの運動を構成しつつあるという認識を共有していくことが、いよいよ大切になっています。そのためには、以下の4点について語りあう必要があるのではないかと思います。

第1は、福島第一原発事故の実相・経験・教訓をもっと広く深く語っていくことです。チェルノブイリに行き、向こうの人たちの話を聴いて、「これは日本でも起こる。狭い日本では新たな難しい問題が山ほど出るだろう」という確信を持ちました。住民がチェルノブイリに行ったことは、原発の危険を訴える運動を広める力になりました。そういう経験から、福島に来て体験してもらうことが大事だと考えます。若い人の感想文を見ると、「人生を変えるぐらいショックを受けた」「私はいったい何を学んできたのか」という言葉が出てきます。この体験をもっともっと広げる必要があると思います。

第2は、日本の原発立地の危険は、世界で一番だということ、第3は、「原発に依存しない町づくり」をやるということ、説得力を持った話をしていく必要があります。第4に、「原発依存から自然エネルギー

への転換」をもっと語らなければならないことです。最後にそのことをお話ししたいと思います。

東電と政府は、福島第二原発4基の廃炉を表明していません。福島県議会をはじめ、全市町村議会が「10基廃炉」を求める決議を上げています。前知事など福島県を代表する11人が、政党性を完全に超越して「福島県内の全ての原発の廃炉を求める会」をつくり、県内のさまざまな団体が粘り強い運動を続けています。取り返しがつかない惨禍を受けている被害地の福島から、願わくは日本で最初に原発をなくしたいと思えます。問題はそれ以降です。「再生エネ市民・地域協同発電所」づくりを視野に入れた、自然再生エネルギー先進県にしたいのです。裁判に勝利をしたらカンパを呼びかけ、なんとしても自然再生エネルギー発電所を、福島が先進地になるぐらいつくりたい。そうして初めて最良の回答が出せるのではないかと考えます。

2. 「愛知での避難者支援とコープあいち」 向井忍（コープあいち理事長スタッフ、愛知県被災者支援センターセンター長補佐）

「あおぞら」というニュースを410世帯の避難しているみなさんに毎月送っています。避難している方へのインタビューで、それぞれがどのように生きようとしているかということを経験として伝えることが大事だからです。

先日、熊本の震災が起きたとき、愛知県でも公営住宅の受け入れが可能だと表明しましたが、熊本から名古屋まで来られる方は少ない。そのぐらい、自分が住んでいるまちを離れて家族が避難するというのは大変なことなのです。それが数万人の規模で起きたというのは、津波や震災もあります

が、原発事故による放射能汚染の影響で避難する、しかも若いお母さんや子どもさんが夫（父親）との生活を分離してまで、あるいは住宅ローンで契約したばかりの家を解約してでも避難するという大変なことが起きて、まだ継続しているのです。愛知県には、直近で1043人の方が避難しています。復興庁の発表では、宮城・岩手も含めて18万人を超える方が避難しています。総務省が、避難者の登録システムをつくりました。大災害で自分の生活場所を離れた場合、行政システムとして離れた方の居住地を登録し必要な情報を届ける、仕組みは、311の震災が初めてです。

宮城・岩手・福島から避難されている方でみると、震災後に住民票を移した方、避難したことを登録した方のなかで、住民票の移動と避難者登録は別なのですが、これを照らし合わせると概ね一致します。関東圏から愛知県に住民票を移した人数は、311以降急激に増えていますが、その割合から見ると避難者は3%しか登録していません。原発事故で放射線量が高くなった地域は、そこから避難したり、住むことを選択しない方が増えたと思いますが、そういう方も含めて把握することになっていません。これから話すのは、登録した方についてです。登楼できてない場合は、情報の提供を選べないなど、さまざまな不利益が続きます。こうした問題に、社会がどのように対応するかということは非常に重要です。

福島の場合、浜通りで津波による被害があり、それに原発事故による被害が重なっています。原発事故で、避難指示区域から愛知に避難されている3世帯家族の場合、1つの世帯がアパートを離れて世帯を分離せざるを得ないというケースもあります。避難勧奨区域で、道を挟んで避難指示区域かどうか分かれていて、子どもを学校に

通わせているお母さんたちは、仲の良かった人との間でも分断ができ、「こんな人間関係のもとでは住んでいられない」と苦しんでこられた方もおられます。このように、原発事故による避難は、もともと築いていた人間関係や自然や家族から切り離されるように、生活の基盤が失われるのです。

避難指示区域以外の福島県から来ている方は仮設住宅とみなすということで住宅支援が続いていますが、これが来年3月で終わります。「帰還政策」とされますが、今後の生活が見通せないまま住宅支援の打ち切りで、選択をもう一度やり直さなければいけないのです。復興庁は「コミュニティの再生」として、コミュニティで生活できる環境をつくることに重点を置いています。私たちは「一人ひとりが住んでいる住居のもとで、どうやってその方に寄り添った支援ができるか」ということをベースにしています。その大本には、原発被災による避難でつくられた生活や家族との分断と、制度が継続しないことによって5年で再び住まいを変えなければいけないという大変さがあります。これは、単にコミュニティ活動だけでは解決できないので、生活協同組合としてできるのは、人と人との関わりで、その方を気持ちも含めて応援することです。それを超える課題をどうするかは、社会的な問題としてしっかり見ていかなければいけないと考えます。

*

愛知県被災者支援センターは、愛知県が県の機関として設けた、東日本大震災の避難者を支援するための公的な施設です。全国でも、県ぐるみのスタンスを採っているところは多くありません。県のセンターであることの特徴は、福島市から名古屋市に来たとか、いわき市から豊橋市に来たという登録情報がわかることです。ある方は、

お母さんと子どもで来ている。ある方は、ご主人も含めて来ている。ある方は、先に子どもとお母さんが来たけれども、2年ぐらい経って、子どもがお父さんと離れて心身の状況がよくなり小学校を休んだりするようになったので、お父さんも仕事を変わって愛知県に来た。そういう家族の転居の状況も本人から届けがあれば登録されています。センターは県の機関として、この情報を委託したNPOが活用して支援をしています。

このセンターはNPOが受託し、コープあいち、県の社会福祉協議会と一緒に協力団体として関わっています。登録情報がわかるなかで、何をするのかということが問題になります。全国どこでも損害賠償の仕組みや住宅提供の制度などはありますが、登録情報をつかんでいても活かしてないところは多くあります。たとえば行政の担当者は「個人情報扱いが難しい」と言います。愛知では登録情報を生かして支援する試行錯誤といえますが、その方たちに定期的な見守り等の日常生活支援をしてきました。

生協が関わったきっかけは、2011年の当初、企業から愛知県に「善意の物資を提供したい」という問い合わせが来ました。布団を全世帯に届けたいという話があって、県の担当者がボランティアセンターに「どうしよう」と相談したとき、「生協はトラックがあるから届けられますよ」という話をして依頼が来ました。災害協定に基づく仕事ではなく、ボランティアで委託を受けて無償で行いました。世帯を訪問して直接届けるという活動がきっかけで、この年の6月に愛知県被災者支援センターが発足したあとも5年間ずっと関わってきました。

具体的にはお米のお届けですが、各世帯に電話をかけ、9割以上の方と連絡が取れ、

会って声を聴く「一人ひとりの顔が見える仕組み」を支援のなかでつくったことが、コープあいちが行った貢献のひとつです。当初、県の担当者は、「避難している方一人ひとりに対し、制度の紹介や説明以上の支援をするのは難しい」という考えでしたが、個別支援（パーソナルサポート）が事業計画に位置づけられ、2014年から各世帯を保健師が訪問して様子を聞き取る仕事が始まりました。復興庁も、避難住宅での高齢者の孤立があるので世帯訪問員制度をつくりましたが、私たちは「すべての方の健康を確保しよう。その方に必要な支援をしよう」ということで、専門家との相談体制をつくりました。

災害時の支援では行政やNPOも含めて必要な判断ができる条件をつくるのが大切ですが、その土台をつくる意味で、コープあいちの職員70人程が1軒1軒電話をしてお米を配ることを積み上げてきました。9割の方と連絡が取れ合えているという実績が、判断をする上で大きな影響を与えています。当初は、損害賠償の説明会をやったり、交流会を開いたりして声を聴いてきましたが、こうして保健師さんと愛知県被災者支援センターのスタッフと名古屋市等の市町村の担当者が、三者で訪問する活動ができるようになりました。その結果、アンケートや訪問結果を読み取ることを通じて、その方たちの置かれている状況がずいぶんわかるようになってきています。

今までの生活が崩れるなかで、母親としての判断と父親としての判断が違うこともおきます。小中学生の子どもが、親の判断で自分の生活が変わったことで、お母さんと口をきかないで父親のところに戻る。お母さんは、夜も眠れない状況が続くというように、家族のなかの関係が変わります。顔見知りではできるが福島から避難している

ことは言えないとか、避難する途中で福島ナンバーの車ということで傷つけられた経験をしています。阪神淡路の震災で被災し、ようやく福島に土地を買って老後生活を始めた方が、再び避難せざるを得なくなった。その避難の途中で旅館に泊めてもらおうとしたら、布団部屋のようなところしか提供されず、「私は何か悪いことをしたのですか」と訴えられました。

アンケートで、健康状態、日常生活、地域との関わり、仕事や住宅の見直しなどを聞いても、「家族のなかで孤立している」「実家に帰っても、母とうまくいかない」という家庭内の状態が出されますし、子どもたちや近隣との関係がうまくいっているかが影響しています。ご主人が仕事を変わりうつ状態になったお母さんは「心配だけど見守るしかない」とか、「保育士の資格があるので働いているが、子どもが風邪を引いた時に頼れる家族がいなくてフルタイムで働けない」というように、何をすることも今までの生活が変わったことによる問題を抱えています。同行した保健師さんは、一人ひとりが自分の問題を抱えながらも、「自分よりもっと大変な人がいるから」と謙虚に自分の状況を受けとめながら苦しんでいる姿を見ています。人に話せないことをどれだけ聴けるか、そういう人間関係をつくることで、その方の気持ちを次につなげるサポートができると思います。

自分が住んでいたところから離れねばならなかったことで、亡くなられた方も母子で避難された方から高齢の方まで複数おられます。すべてが震災と原発に起因するかはわかりませんが、それぐらい避難生活がもたらす心身に対する負荷やストレスは大きいと感じることがあります。

*

これまでの支援を振り返って、生活協同

組合がどう関わるか、4つぐらいカテゴリーがあります。

第1は、「官民協働」の支援体制のなかに私たちがどう関われるかです。一人ひとりの支援情報がわかる仕組みができ、市町村の担当者も関わってきますが、避難者は災害救助法に基づいて受け入れるので、市町村では「防災局部」が担当することが多く「福祉部局」が受け入れることは少ないと思います。当事者の課題が徐々に変化していくことに対応してつくりあげてきた仕組みをどうやって「官民協働」で動かし続けるか、民間の力も含めて行政としての仕事を継続させるサポート力が必要ではないでしょうか。

第2は、一人ひとりが住んでいる場でどのように生活の見通しをつくれるか、市町村圏域ごとの支援体制をどうするかという問題です。福島の方の場合、母子で来ているとか、子どもが生まれたから来たとか、小学校に上がり始めた世帯が多い。言葉が合わないことで中学1年の姉が不登校で、小学5年の妹も学校は保健室まで。このように、震災や原発事故がもたらした生活の変化のなかで、家族が直面する問題に、私たちは丸ごと関わらなければいけない。よく、「それは震災の前からある家族の課題であって、もともとある地域の問題と災害の問題と原発の問題が重なった。どれが災害支援の問題なのか」という話が出ますが、実際の生活はそう単純ではありません。生活協同組合においては、原因をどう捉えようと、どういう立場の人であろうと、その人の思想・信条によってではなく「生活を丸ごと安心できる状態にする」ことが、事業を通した協同の論理です。ですから、市町村圏域ごとに、一人ひとりに関わるつながりをどうつくるのか、そこに私たちがどれだけのことができるかが問われます。「地

域づくり」や「まちづくり」と共通する話なのです。

コープあいちは、まちづくりでも社協やNPOや行政と一緒にやっています。担当者は同じではありませんが、パートナー組織は同じです。災害時の問題なのか、日常の高齢者や生活支援の問題なのかとなると、「これは行政の仕事」という問題もあれば「知人・友人の仕事」「医療や教育、趣味の関連」という問題もあって、本当に多様な人たちが登場しなければいけない。生活協同組合には、そのいずれにも知り合いがいるという良さがあります。市町村圏域ごと、あるいはその方が住んでいる地元でのつながりをつくるなかでサポートすることが、実質的には大きなテーマです。これは、復興庁のいうコミュニティ支援にも一致します。

第3は、専門家との連携です。臨床心理士会、弁護士会、司法書士会、愛知県保険医協会、外国人支援ネットワーク東海、コープあいちなどの団体で「パーソナルサポート支援チーム会議」を設置し、毎月2回、定例の専門家会議を開いています。生活協同組合は、組合員一人ひとりの声から出発するので、生協が関わる以上はその発想でやろうと、この「パーソナルサポート支援チーム会議」を震災の年の7月からスタートさせました。これは県の事業計画にはなかったのですが、あえて設置しました。ここでの考え方は生協と同じで、「一人ひとりの声を聴いて、一人ひとりに必要なサポートをする」ということです。誰ひとり同じ被害理由や家族関係はないのですから、500世帯ぐらいなら一人ひとりわかるという組み立てをして、専門家チームに入ってもらっています。相談窓口をつくったり、交流会に可能な限りつながりを活かして来てもらったりもします。コープあいちがやっている「くらしの相談室」

の発想で、いろいろな相談を聴いて次につなげるという活動です。

甲状腺の診察をする医師も、甲状腺の専門家は必ずしも多くありません。民医連・医療生協が無料の甲状腺エコー検査をやっていますが、すぐに満杯になります。その先生方も、「原因はわからないけれども、とにかくしっかりと説明をする。不安なら、半年後でも3カ月後でも来てください」という受け入れをしています。放射線の影響について、小児科の先生は「眠れない」とか「学校に行けない」という症状も含めて、子どもだけでなく家族も含めて受けとめなければいけないと言われます。そういう医師や医療機関の相談窓口を増やそうということで、保険医協会の方とも相談しています。

第4は、地元の住民、社協、学校やNPOなどとの日頃の連携・協力関係を育てることです。被災者支援センターでは、1人のために複数の相談者が相談する体制を採って、個人の持つ問題に対していかに関係者が協働できるかを基本にしています。住宅支援も大事な問題で、民間住宅の情報も含めて提供する努力をしています。社協と一緒に、その方の生活を支えた事例もあります。

*

時々によって課題が変わります。震災直後であれば物資の提供などを通して活動しますが、生協が持っている事業インフラは災害時にも活きるということは間違いありません。それが徐々に組合員さんの関わる交流会などの課題になり、いまはコミュニティをどうするかに変わっています。どれひとつ、生活協同組合ができない問題があるわけではないし、生協だけでできる問題でもない。したがって、そのための環境や関係をどうつくるかということと、一人ひ

とりが持っている問題に個別的にも関わりながら、一人ひとりの価値観や人生観、いま直面している問題を乗り越えようとしている気持ちを励ましながら応援するということに尽きると思います。その意味で、一人ひとりに関わるきっかけを大事にしながら「個人の尊厳を尊重する」という立場で支援に関わる。そのことを否定する方はないと思います。生活協同組合として関わるのであれば、「どういう時でも人はつながりのなかで生きていける」ということを考えないといけない。そういう環境をつくることに、生協としての共通する課題と役割があると考えます。

3. 震災は日本社会の（再）形成にとって意味をもちうるか

八木紀一郎（摂南大学学長、京都大学名誉教授）

震災の経験が日本の社会の再形成に意味を持ちうるのかどうか、ということを考えるようになったのは、震災の1年後に福島でシンポジウムをやったときです。共同宣言を出すという目標でやりましたから、いくつか議論のやりとりをしました。自然科学者に対する不信、科学技術に対する不信が強かったのですが、同時に「それは社会科学の責任ではないのか。住民がいろいろ考え理解しようとしたとき、それに対して社会学者は十分な考え方を提供してくれない」という批判も出されました。2日間の討議で基本的な確認をしました。1つは、地域の自治と自主性を確保して、住民本位の復興政策をおこなうこと。2つは、原発事故と放射能汚染の責任を明確にして、被害者への迅速・公正な補償をおこない、未来を担う子どもたちの健康の確保に万全を期すこと。3つめに、生活の安全を基礎と

した地域・環境・エネルギー政策への転換、原子力に依存した電力供給からの転換、それに伴う地域経済基盤の再構築に取り組むこと。そして長期的な課題として、以下の3点に結びつくと考えました。①市場経済に公共的な枠組みを適切に与える持続可能な経済体制を構築する、②国策による地方統制・住民支配ではない地方自治と国民主権を再興する③地域、国家、世界全体のレベルで、お互いに協力しあい連帯するモラルを構築する。

これらの課題は、日本の社会科学に一段の発展・深化を要求しています。震災・原発事故で被害を受け、苦悩しながら困難を開閉しようとしている人びととの連帯を意識し、自らの社会的活動および研究活動を行うことによって責任を果たそう、という宣言をしたわけです。

福島のシンポジウムで基調報告をして、「惨事を引き起こした体制の対極にあるものは、地域の住民の自治・主権にもとづく国土と経済、ネイションの形成です。福島はローカルですが、いまや中央政府が代表するようなネイションの下の一地方ではありません。むしろ、グローバルな市民社会と連動しながら、ネイションを再形成していく場所だと思う」とまとめました。どのようにしてネイションの形成、あるいは体制の再形成につなげていくかを考えるのが今日の報告です。

東北大震災の後、リスボン大地震への言及がよくありましたが、最後の一步を踏み出さないのです。それは、市民革命の基礎の理論、ルソーの社会契約論が災害をめぐる議論から生まれたことです。1755年のキリスト教万聖節を迎えたリスボンで地震が起き、大津波で9万人が亡くなりました。フランスの啓蒙思想家ヴォルテールが『リスボンの災害についての詩』で、「世の中

はすべてうまくいくように神様がつくっているという楽観論は、まったく当てはまらない」、「無実の子どもたちや市民が9万人も亡くなるというようなことを、キリスト教はどうやって合理化するのか」という批判の詩を書きました。それに対して、『人間不平等起源論』を刊行したばかりのルソーが反発し、「ヴォルテールは災害の大きさに動転して、神や自然に悪を帰している。むしろ被害を大きくしたのは、海のそばに街をつくった文明である」という議論をしました。ヴォルテールは、「ご高説はごもっともだが、やらなければいけないことはもっと実務的なこと」といなしました。そこでルソーは、「自然ではなく、人為的な文明が災害をもたらした」という議論を進展させ、「新しい社会形成が必要だ」ということで、1762年に『社会契約論』を書いたのです。「エゴイズムを持った人々が争いあって戦争状態になり、みんなで殺し合うのをやめさせるために政府ができた」という議論が、そうではなく「人々の共感、同じ共同体の一員だという観点で国をつくり直す」という社会契約論、要するに革命の理論に転換したのです。このように、災害をめぐる議論は、ネイションの形成、あるいは社会形成の基本理論に結びついていたということを背景に置いて考えると、いろいろな視点が出てくるのではないかと考えます。

*

災害問題をどう扱うかを考えるとき、最も手がかりになるのは宮本憲一先生です。宮本先生は「災害論の構成」という論文で、「災害は、まず被害の社会的構造を明らかにすることを基本に出発しなければいけない」と言われ、それを「環境の科学」として発展させていく構図を示されました。「災害あるいは被害の構造をまず確定する」という示唆に従い、私は「災害の空間的構造、

時間的構造、社会的構造」と整理する手がかりになると考えました。

災害の空間的構造について、阪神・淡路大震災、東日本大震災、福島原発事故を、災害の規模、どこで起きたか、加害施設の有無、被災地はどのような地域だったのか、それに対応する自治体はどうだったか、広域への影響はどうだったかという図を書くことができます。

重要なのは時間的構造です。先ほど伊東先生が言われたポイントは、時間の問題に関わっていて、取り返し不可能な損失です。ふつう経済では何らかの被害があったら、それを補償してプラス・マイナスというかたちになりますが、それができない時間的な損失があります。未来に影響が残る損失が起きるのが特徴です。過去との関連では、それが予想されていたのかどうかによって責任問題が出てきます。「想定外」ということがよく言われましたが、どの範囲の人たちの想定であったのか、あるいは本当であったのかという問題が出てきます。未来に対する影響としては、復興期間の問題もあります。

そのうえで災害の社会的構造を整理すると、阪神淡路大震災の背景には大都市政策があり、東日本大震災では東北開発・津波防災、補助金による誘導、福島原発事故は国策の原子力開発と原発依存の自治体づくりが行われるなかで起きました。そういうなか、経済、地域、社会においてどういう構造を持った形で災害が生まれたかをまとめることができます。

空間、時間、社会という構造のなかで問題を市民的公正という点から考えると、被災者と非被災者の間における非対称的な構造が存在します。被害を受けたところと受けなかったところ、潜在的に利益を得ていたところと負担していたところ、という構

造です。それを「市民的公正」という視点で考えると、第1の問題は、その災害のなかに「加害と被害の構造」はあるのか、第2の問題は、その構造があるとしたら、それは「罪」なのかということです。

第1の加害と被害の構造については、「取り返しのつかない損失（人命および土地）」が現実にも生まれたことが大きい問題です。被災者と非被災者の間に非対称的な構造が厳然として生まれていますが、問題はそれを「罪」にできるかです。訴訟となると、事前の認識と意図が必要です。事業について作為がなくても事故等を処罰する法律はありますが、「罪」というかたちでは、事前の認識と意図が基本です。後になって、災害リスクの認識において大きな変化がありました。「想定外」がまやかしであったことは、ご存じのとおりです。貞観津波を起こした巨大地震が存在しましたし、福島原発で想定されていた津波の高さを誰かがネグレクトした、そういうことがたくさんあります。

正確なリスク認識を妨げるシステムが三重に生まれていました。①原発が核兵器と切り離された「商業的利用」とみなされ、「マーケットでは価格さえ見れば製造のところは見ることがない」と市場経済の用語で語られましたが、事故費用・廃炉費用は無視するインチキでした。②保護者である国家が、事業者と結びついた規制システムでしかないという「規制者の罨」です。③原子力発電推進派の利害共同体「原子力村」が生み出されて、リスク認識の形成に変化が生まれました。その体制は崩れていません。

以上のことをもとに、市民的公正の問題を考えます。現在の政治思想で誰もが使うのは、ロールズの「正義論」です。なぜロールズに人気があるか、基本的にリベラリズムのなかで福祉や不平等問題を取り上げる

理論だからです。ロールズは、自分の理論は社会契約論の現代版だと言っています。「社会契約論は、みんなが合意できる社会的な基準やルールをどう確立するかということ。そのためには、自分がどういうところに生まれるかわからないので、どういうルールのある社会に生まれたらいいのかをみんなで選んで、そこでの合意が新しい社会の全員合意のルールにできる」としています。全員合意のルールの第1原理として「みんなは自由平等である」、第2原理として「不平等があるとすれば、どのような場合に合理化・正当化できるか」という格差原理を挙げました。格差原理というのは、不平等な世界のなかでどの位置の人になるのか（お金持ちの家に生まれるのか、貧乏な家に生まれるのか）わからない「無知のベール」におおわれた原初状態を仮定すれば、ほとんどの人は、最も不利な立場に立たされた人の利益が最も大きくなる状態を選択するだろう、というものです。逆にいえば、是認される不平等とは、最も条件の悪い人の条件が他に比べて良くなるような不平等である、という原理です。多くの方は、このロールズの原理によって「リベラリズムな国家においても社会福祉の制度が正当化される」と論じています。ただ、ロールズは何%の確率でどういうところに生まれるかという考えを拒否していますが、私は、社会福祉などさまざまな制度構築においては、確率をある程度導入しないと、どのくらいの所得税を福祉に回すか決められないので、ある程度導入してもいいと思っています。

問題は、この第2原理を災害に適用できるかどうかです。それについて私がアイデアを得たのは、小島寛之『確率的思考法』（NHK ブックス、2004年）で、「過去に対する支払い」として第2原理の応用を考え

ていたからです。非被害者が不利益をこうむらずにすんだのは、その人の行為による者ではない。すなわち、災害によって生じた不平等は、正当化できる格差ではない。しかし、事前にそのような不平等は認識されていなかった、あるいは事前に予測された確率に基づいた福祉（保険）制度によって対応可能とされていたわけですから、既存の法律に基づく過誤ではありません。だが、ロールズ原理からいえば、不平等が生じた場合、その不平等はマイナスの人のためになっていないわけなので第2原理を再度適用し直す必要があります。それは、「被害者は自分でもあり得たかもしれない」というシンパシーです。あるいは、「自分は気づかないけれども、むしろ加害者の位置にいたのではないか」と感じる場合、この原理が適用されると思います。私は、ボランティアや募金活動などはこれに対応すると思います。

そのように考えると、災害の後、過去に振り返ったかたちでの社会の形成、不平等に対する認識が生まれます。逆に、災害が長い間続かないでいると忘れてしまいます。ですから、「忘却」と「学習」のサイクルが続くのです。

そこで第2原理をよく考えると、日本国憲法の「生存権」の思想に対応すると思います。日本国憲法前文には、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と謳われています。これをどのくらい適用できるかという一番難しい問題が、難民の問題です。

そのようなことをもとに、新しい社会体制を考えると、18～19世紀に生まれた「コモンウィール」（共同の福祉）がどのように形成されるかという経済学の議論が再構築されねばなりません。まず、「市場の経

経済学」があります。既存の資源による富をどのように配分するかという問題です。その基礎に、「再生産の経済学」があります。さらにその下に、「生活安全の経済学」、基盤的な富をどう維持するかというインフラあるいは公共的ガバナンスの問題が存在します。この3つのレベルがないと、実質的に経済学として役に立たないと思います。

福田徳三は、関東大震災のとき「営生の機会の復興」を言い、復興事業のなかでは被災者の生存機会の復興、生活・営業および労働機会、営業し生活を営む権利を復興しなければならないと唱えています。「生存権の元祖」と言われるものです。そのようなかたちで社会形成の方向を考えていくべきだと思います。

4. 追加説明と意見交換

【上掛】 福田徳三の「営生の機会の復興」は、「復興の事業は人間の復興でなければだめだ。人間の復興は生活と営業と労働の機会を復興させることであり、道路や建物はそのための道具にすぎない」というものですが、この点と、八木先生が最初におっしゃった「新しい社会形成の基本理論としてのネイションの形成」はどのように関係しているのでしょうか。

【八木】 日本のネイションの理論家は福沢諭吉だと思いますが、福沢は「日本のネイションとは、お互いが我が身のように思うような、そういう責任を持つ集団である」と言っています。私も、被害者と非被害者がシンパシーを基礎にひとつの社会契約を結んでいく、その単位がネイションだと思います。ですから、文化的とか民族的なものではなく、ネイションは国際的に広がるもの「ユナイテッド・ネイション」というような少し広い意味で考えています。福

田徳三の場合は、関東大震災で、建物の復興だけでなく、生活・営業・労働を含めたかたちで復興させなければいけないと学生たちを率いて、その調査をやりました。それが日本国憲法の生存権のもとになるわけです。生存権が適用される範囲が「ネイション」であると考えました。

【上掛】 行政との関係に関して、一般には「行政の責任だ」というような対峙の仕方がされてきましたが、向井さんの報告では、行政のできない点を、それ以外のところでどう補うのかという発想がされていました。その際、パーソナルサポートなど、一人ひとりの顔が見える仕組みをつくったということでした。そこまで行き着くと、かえって全体的にやらなければならない課題が見つかる。その意味で、普遍的な、ユニバーサルな課題にたどり着くには「一人ひとり」がかなめになっているのではないかと考えさせられたのですが、いかがですか？

【向井】 行政との関係では、登録情報をどう活用できるようにするかの事例を報告しましたが、やれることをやれるように仕向けていく動きをしない限り、批判しあっても当事者のみなさんには何のプラスにもなりません。愛知県の場合は、万博やその前後の市民との関係で、NPOと行政の協働というベースがあって受託ができる関係があり、生協は初めから一緒にやると決めて参加したので、生協単独という枠ではなく、生協・社協・NPO・行政も含めて、やる場に入ってやろうという立場で加わりました。

学習会をやったときに、社会福祉協議会のソーシャルワーカーから「一人ひとりに会って、話を聴くと、やっぱり気持ちが動く。だから、今回の支援では避難者の人たちが支援者を動かすのだ」と言われました。「支援する、支援される」という関係では

なく、お互いが協同関係で動いていく。「顔が見える」とか「一人ひとり」というのは、電気ストーブや布団を届けるところから始まりましたが、大きな問題が動いていくときに、どういう方がどんな気持ちで来られたか、その方の生活がわかれば「それはできる」というふうに自分の役割を見つける人も出てくるし、やれることが増えてくる。そうやって、知ることによって多くの人に関われる。原点はそこだと言われ、まったく共感しました。一人ひとりであることから、やれることがわかり、それがみんなの力になっていくのです。

行政の仕事は制度に基づいて行われますが、顔を合わせて、声を聴いて、考えるという当たり前のことをしなくても、できるかのような「仕組み」になってしまっただけの問題です。やはり、「一人に会うことで動ける」そういう力を当事者が持っているという意味で、それは支援者の仕事ではなく、当事者が変えていく、自分自身を変えていくことで完結することにつながると思います。

【上掛】 全家庭を個別に訪問するだけでも大変な活動ですが、そのなかで、妻が話すことと夫が話すことは違うとか、親と子どもで思いが違うとか、本当に「一人ひとり」ということが大事なのだなということが、愛知のセンターに伺ってわかりました。会うことでいろいろなことがわかってきて、共感の度合いも違ってくるし、課題を発見するレベルも違ってくるということがとてもよく理解できました。

伊東さんは、日本列島での原発立地の六重の危険（①技術上の危険、②経済上の危険、③地質上の危険、④地理上の危険、⑤行政上の危険、⑥営業上の危険）を集団訴訟の争点として闘ってこられました。この点を補足願います。

【伊東】 ①技術上の危険は、軽水炉が最悪の事態である放射能を環境に放出することを根本的に回避できない原子炉だという世界共通の問題です。②から⑥は日本特有の問題です。

②経済上の危険は、コストがすべて国民に負担される電気料金のシステムを採っているため、一般の経済の仕組みとは違うことが行われてきたことです。③地質上の危険は、世界の地震の約1割が日本列島に集中する地震多発国で、巨大な地溝が日本の近くにあつて、根本的に回避できないことです。④地理上の危険は、日本は狭いという急峻な山があり川から冷却水を取ることができないので、人口密集地帯近くの海岸線に原発を造らざるを得ないことです。

⑤行政上の危険で最も大きいのは、国際的な原子力推進機関（IAEA）がありますが、そこが打ち出している規制機関すら日本にはないことです。国際的には「権力とは別の行政機関として機能しないとだめ」という建前で進んでいますが、日本の場合、行政のひとつとして推進側に規制機関がありました。今は分けてはいますが、つくったとき規制の前提になる法律のなかに依然として核武装と結びつく平和利用のことが入っていたり、40年運転は特例によって60年まで延長を認めるとか、そういうことが入った規制機関の運用なのです。だから、現在の規制委員長が「私どもが認定したのは、イコール安全ということとは別の概念だ」と言わざるを得ない。日本の場合は、完全に独立した規制機関が依然としていないのが問題です。

⑥営業上の危険は、日本の場合、電力会社が日本全国を10に分け、倒産しない仕組みの上に乗っかってきたことです。原発の場合、止めるのが営業上最もまずいから、いかに長く運転するかということをやつて

きました。それが端的に現れたのは、福島第二原発3号機で1月1日に異変を示すランプが鳴ったのに、1月7日に定期点検に入るのが決まっていたので、6日間延長して運転し、止めたときには再循環ポンプが壊れていたという問題です。あと何時間か遅れていたら手に負えない事故になったかもということが日本では起こってしまう。日本の電力会社は、原発を止めて検査する期間の短縮を始めました。かつては3カ月ぐらいかかったのを、2カ月ぐらいで仕上げる。さらに、1カ月で仕上げる。それでも足りない。「報奨金をやるから下請会社が短く仕上げてくれ」として報奨金を出します。矛盾が現れてきたのは、報奨金で元請け企業は儲かったけれど、労働者には全然還元されなかったという問題です。労働者が無言の反乱を起こしました。理屈ではなかったと思います。補修した所に工具を置いてきてそれを黙っているのです。われわれの交渉のなかで何度も出ていました。最終的には梯子が出てきたり、ボールが出てきたり、およそそんなことは忘れたとは言えない事態になりました。みんな、営業上の危険です。そういう危険が日本にはあって、いまも続いています。

裁判については、以下の3点を挙げました。①設置許可や再稼働差し止めを求める訴訟、②福島原発事故の刑事罰を求める訴訟、③福島原発事故の民事罰を求める訴訟。

①は3.11前から続いている行政訴訟です。3.11後、すべての原発で始まりました。3.11前までは31敗2勝で、2勝も高裁では否決されていますから33連敗でしたが、3.11後は3勝3敗です。3勝のうち裁判長は2人ですので、どれだけ広がるかという問題があります。

②と③は、原発事故で人びとの生活を根底から破壊し、家族や地域社会を崩壊させ、

おびたしい人びとに健康不安をもたらしたにもかかわらず、誰もが責任を取っていないし取ろうとしない。そういう問題に対する賠償を、国と東電が一方的に決めることができる。被害者の意見を聴かないで、加害者が賠償金を全部決めるという問題に対して、福島県民を中心にして、がまんならないと言って東電交渉、政府交渉が始まりました。そういう基本的問題について、国も東電もまったく変更なしという姿勢を崩さなかったので、裁判が始まりました。

②は、刑事罰で、告訴から始まりました。存在する「罪」に対して検察が起訴しないので、市民検察制度に持ち込んで、そこでも何度か否決されましたが、結局、住民の入った審査会で「裁判すべき」となったわけです。③は、民事罰を求めました。刑事罰は「牢屋に入れてくれ」ということですが、民事罰は、賠償と一緒に責任を問うものです。だから、「どうして福島県民がカネ中心の訴え方をしているのか」と疑問を呈する学者が出るほどです。「カネが欲しくてやっている裁判」ではありません。避難者訴訟の場合は、責任と同時に賠償してもらわないと、自分の今後の生活再建ができませんから、「カネはどうなってもいい」とは言いません。しかし、低線量被曝で裁判を起こしている場合、かなりの人は「賠償は認められなくても、責任はあったということだけは国と東電に示せ」ということです。

すなわち、立法機関がだめで、行政機関は完全に推進側ですから、裁判しかない。国家賠償法第1条と民法709条の双方に通じているのは、「他人の人権を故意あるいは過失によって侵し損害を与えた場合は、賠償しなければならない」という定めです。いわき市民訴訟は、低線量被曝です。私どもはこの2つの願いを一緒にして、①国と

東電の法的責任があるという判決を求める、②責任があったという司法判断をもって、あらためて行政機関と立法機関を攻めたいのです。そのために福島原発事故損害賠償基金制度を設けて、政府、東電、原発メーカー、商社、大銀行がみんなカネを出し合って、5項目の政策実現を求めています。すなわち、①子どもの健康を維持するための施策を確立、②子ども達が発病した場合には原因論争に終わらせず、安心して治療が受けられるようにする、③放射線量を3.11以前に戻すための施策を東電と政府の責任で推進する、④県内の10基の原発は廃炉にする、⑤いわれなき偏見による差別を出さないように放射能についての学校教育・社会教育を推進する。東電裁判で切り開いたのがこれです。

*

会場からは、①生協のセンターの屋根に太陽光設備を設置し電力の組合員供給も始めているが、3.11事故の大きさを世界的に訴えていくべき日本で持続可能なエネルギーについて制度化されていないことに憤りを感じる、②被災地を訪問した組合員は、何か支援したいという気持ちで出かけたが、逆にいろいろ学ぶ経験をした。組合員のなかでも防災を含めた関心は高まっている。③いわき市の出身なので、実家に帰るたび「厳しいなあ」と感じる。病院は人であふれ、補償金をもらっている方の生活ぶりが気になるとか人間関係もなかなか厳しい。いちばん大事な家族・知人・地域のつながり、「家族の情景」が戻らないという原発の厳しさを日本国中の一人ひとりに理解して欲しい。④現場に行かないとわからないということで、2012年から「被災地への旅」を企画して宮城と福島を訪問している。富岡町や飯舘村がゴースト化し、田園風景は美しいままでも、そこに人がいな

いという現実を見たときに、日本にそういう地域があることを周りの人が知らないことを考えさせられた。⑤2年前ここで報告された金井直子さん（訴訟原告団の事務局担当）から、地元の新聞記事を届けてもらっているが、全国的なメディアの温度差を感じる。⑥テレビを見ていて「メルトダウンするのではないか」と思ったが報道されない。熊本の地震でも、川内原発のある鹿児島県に地震の速報が出されなかったと聞いた。正しい情報を知るにはどうしたら良いか、運動的に情報を発信し続けていかないと正しい判断ができない、などが出された。

*

愛媛大学の村田武さんからは、理事長スタッフをきちんと配置するコープあいちはすごいと思う。生協が本気になればこれだけのことがやれということと、自治体・NPOとの連携ということを学んだ。原発立地県の愛媛でも「伊方原発を止める会」を発足させ運転差し止め訴訟の原告団は1034名に到達した。今回の熊本地震では中央構造線が動いたので、「これは危ない」と運転差し止めの仮処分申請もおこなわれている。伊方原発を止める会は、最初から「福島県民との連携」を強調している。また、愛媛県食健連（生協連、農民連、新婦人、農協労組、教職員組合、退職教職員の会など参加）では、南相馬市から避難してきて農業をやっている人と連携して、南相馬市と飯舘村の小学校・幼稚園に愛媛のミカンを贈る取り組みをやってきた。そういうなか、四国八十八カ所巡りの住職も入って、愛媛県にいる被災者を全部集めた組織「NPO法人えひめ3.11」を立ち上げたが、坊さんが「あなたたちは支援されるだけじゃだめだ」と説得をして、先ほどの悩ましい問題についても「自分たち避難者のなかでちゃんと議論しよう」と呼びかけて

いる。ミカンの収穫も共同作業でやってきたが、今後も継続して続けるには、自分たちで園を持ったほうがいいということで、ついに、伊予柑の園を40アール借地しました。また、NPO法人「えひめ311」は、愛媛県だけでなく四国全体の避難者を訪問してお米を贈りたいというので、生協も関わってもらっている。避難者の自助組織をつくるのが非常に大事だ。支援・被支援が一方的でなくなり、彼らもまた、福島への支援をするということで、福島県民との連携をやりながら、被災者支援のあり方を考えている。

向井さんの話を聴いて、生協だけでなく農協もNPOもワーカーズも含めて、これからの協同組合運動の課題は何かということを考えさせられた。国民生活と地域の破壊に対抗していくうえでは、日本の特徴を考えなければいけない。単なるグローバリゼーションだけでなく、日米安保・対米従属のもとでの関係があり、だからこそその原発であり原発から抜けられない。アメリカやヨーロッパは、脱原発で新規投資し経済成長をしているのに、アベノミクスは「脱原発・再生可能エネルギーのためにエネルギー大転換をやる」といえば、いくらでも投資が来て、経済成長できるし雇用も増やせるのに、それをやれない。これが対米従属下の安倍政権です。そういうなかで、食料の対米依存が制度的につくられている。これからどう脱却するかというなかに生協運動もある。TPPとの関係で、遺伝子組み換え問題や牛成長ホルモンの問題など、食の安全問題が浮上してくる。生協は、もう一度本気になって、安全な食を供給するためにどうするのかという取り組みが迫られている。産直でも、国内の農家をどう支えるかという議論が必要になっている。

日本は脱原発・エネルギー大転換をやらねばならない。そこに協同組合運動はどう

関わるのかという点で、ものすごく遅れている。おおさかパルコープは、NPOを立ち上げ、組合員の運動として太陽光発電に取り組んでいる。吉野地域で再生可能エネルギーによる村おこしということで、ならこープと農協中央会と森林組合が一体となった取り組みも動き出している。私は、NPO法人「自然エネルギーえひめ」を立ち上げ、ソーラー発電をと考えたがうまくいかない。中小企業のなかで新電力を立ち上げてエネルギーの地産地消でいこうという、われわれと同じ思いの新電力会社があります。鹿児島県日置市の「太陽ガス株式会社」は、プロパンガス屋が10社集まって事業協同組合を立ち上げ、それを株式会社にして風力発電や太陽光発電をやっている。もう自分だけで何かやろうという時代ではなくて、地域の中小企業と連携したり、協同組合間だけでなく地域の中小企業やNPO法人と本気になって連携して、新電力会社を立ち上げる時代だ。そう考えると、協同組合運動には、非常に大きな幅広い課題が立ち上がっていると思える。

*

久保さんから、くらしと協同の研究所でも、この分科会で福島や災害の問題を取り上げてきたが、生協総研なども含めた生協陣営で研究・調査体制として恒常的にどう取り扱っていくのかという、研究体制のあり方も検討していく必要があるという感じを持った。メディアの問題も指摘されたが、福島の事故があったときに現地の東電の担当者が真っ先に電話したのはアメリカ大使館だった。そして、アメリカ大使館から本国の規制委員会に電話が行った。その記録を見ると、「水蒸気爆発ではないか」等、われわれには知らされないやり取りがされている。日本のメディアで報道されるのは限られており、真相がわからないというこ

ともあるので、協同組合の力でメディアに問題提起することも必要ではないか。きょうお集まりの方々の取り組みも、それを統合していく場が必要と提起がありました。

とくに原発問題は、エネルギー問題であると同時に核武装という問題をはらんでいる。3年前の原子力基本法の改定でも、「安全保障に資するために」ということがちゃんと盛られている。この問題は、日本の核武装を思わせるような非常に難しい問題をはらんでいると発言がありました。

【伊東】 福島から来てお話して、みなさんの反応やご意見を聴くと、またそれが私どもの力にもなり、さらにいろいろ示唆していただいたことが力になっています。何かの機会に、声をかけていただければ飛んでまいります。

【向井】 私が支援活動にかけている時間は、生協の仕事の半分の週もあるし、3分の1の週もあります。スタイルとしては組織を使ってやるというより、野菜があれば一軒一軒持って回るとか、とにかく何をしたらいいかをつかむために、たくさん人に会うようにしています。そこからしか始まらないですね。どう行動するのかという話もありましたが、私は「協同組合だからなすべき」ではなく、「コープあいちは、こういう大災害時に役に立つのか」という気持ちでやっています。ですから、大きく電力からアプローチもできるでしょうし、個々の人の支援からもアプローチもできるでしょう。それを「どうやるか」ということが5年経ったいまでも大切に、継続して考えていければと思います。

【八木】 いま勤務先の大学で北河内地域の地域社会の研究をしていて、自治会や社協の人たちと会う機会があります。北河内地域ではコープの動きがあまりありません。向井先生には、そういう伝統的組織との結

びつき方を教えていただきありがとうございました。私の理念論に反応がなかったのがちょっと残念ですが、パワーを与えていただきお礼を申し上げます。

5. まとめ～協同組合の課題とは～

いろんなことが議論されましたが、第1は、「忘れない」ということだと強く感じさせられました。伊東さんは、京都に引きつけて16平方キロがどれぐらいの面積なのかを示されましたが、このことは原発がみんなの課題だということを認識する上で非常に大事ではないかと思います。福井の原発で事故が起きれば、すぐ横は京都です。琵琶湖の水が汚染されてしまうかどうか、「みんなの問題だ」ということが「忘れない」ということのなかにあります。東京芸大で、被災地で水をかぶった美術品を修復して今日まで展示していますが、いろんな専門分野の人が、それぞれの分野で震災あるいは原発事故に関わっていくことが「忘れない」ということのなかにあるのではないのでしょうか。とくに、若い人たちに伝えていくこと、映画にもなった「種まきウサギ」という高校生の活動もありますが、そういう若い人たちがいるということに希望を持って考えていく必要があると思ったのが、「忘れない」ことの内容です。

第2は、伊東さんと向井さんのお話にありましたが、「原因がどうであろう」という発想です。原因はどうであれ、どのように問題を立てて支援していかなければいけないのか、という、生活を支えつなかりをつくる、人間としての当たり前の「生存する意味」に関わる運動論や考え方を学ぶことができたと思います。

第3は、「パーソナルサポート」です。一人ひとりの苦しみや悩みや思いに寄りそって「顔が見える仕組み」ができたとき

に、それが本当に私たちの生活を支える仕組みと重なっていくと思いましたが、その結果、人間が豊に変化するのではないかと考えます。行政の担当者も、一人ひとりに関わることで変わっていますし、生協の組合員さんも、理事さんもそうだろうし、いろいろな方たちが、目の前の問題に関わることで変化し発達していきます。自主的・自覚的な運動がいつそう前進していく基盤に、パーソナルなサポート、「一人ひとり」ということがあると思えました。

第4は、「民主主義の社会形成」と協同組合の課題ということです。久保さんが紹介された映画「フタバから遠く離れて」は、岩波書店から出版もされています。船橋監督が強く意識していることに、「復興に関する一番大事な会議なのに、大臣が来て挨拶だけして『公務がある』と言って帰っていく。これはいったい何なのだろう」という、日本の政治のあり方があります。地方自治や国民主権を考えると、いったい民主主義はこれでいいのか、ということを厳しく問いかけていました。

民主的な政治の在り方と、また持続可能な経済のあり方の点でも、協同ということが問われているということで、討論の中で「協同組合の課題は何か」ということに関わる意見をいただきました。いわき市を訪ねて、伊藤さんの報告にもあった「自然再生エネルギー協同組合」（再生エネルギー市民・地域協同発電所）をつくって、福島から原発に依存しないエネルギーを供給できるようになるという展望を持ってもらえることをうかがい、「原発被災と協同」の課題と希望が示されたように思います。

協同組合の課題としては、八木先生のお話にあった「新しい社会形成」のきっかけとして、今回の震災がどこまで教訓を広げていけるか。グローバルな市民社会と連動

するネイション、あるいは人間の復興が、最も不利な立場に立たされている人の利益を最も大きくできるようなかたちでの連帯できるようなモラル、人と人との人間的なつながりが形成できるかということに、じつは協同組合の課題があるのではないかと考えさせられました。協同組合が消費だけではなく、「協同の社会づくり」に向けた運動としても大事な位置にあるということの思い起こさせていただくような中身が提示されたと思います。

このような点を私たちが考えていくことが協同組合の課題として問われているということで、まとめとさせていただきます。

(註) 第3分科会は、残念ながら参加者が少なかったので、「原発被災と協同」というテーマに関心のある会員のみなさんに貴重な報告を読んでいただけるようにしたいとの思いから、上掛の責任で3人の報告内容を読みやすいかたちに要約して収録させていただきました。